

阿賀野市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則をここに公布する。

令和8年3月25日

阿賀野市長 加藤博幸

阿賀野市規則第15号

阿賀野市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15第2項に規定する乳児等通園支援事業の認可等に関し、法、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「施行規則」という。）その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認可の申請等)

第2条 施行規則第36条の36第1項の規定による申請は、乳児等通園支援事業認可申請書（兼）特定乳児等通園支援事業者確認申請書（第1号様式）に次に掲げる書類その他市長が必要と認める書類を添付して行うものとする。

(1) 乳児等通園支援事業実施計画書（一般型用）（第2号様式）又は乳児等通園支援事業実施計画書（余裕活用型用）（第3号様式）

(2) 誓約書（兼役員等名簿）（第4号様式）

2 市長は、前項の申請をしようとする者について、施行規則第36条の36第1項各号に掲げる事項及び同条第2項各号に掲げる書類に記載すべき事項のうちに、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条第1項の確認その他の手続により市長が把握している事項があるときは、当該事項に係る書類の提出を省略させることができる。

3 市長は、第1項の申請があつた場合において、法第34条の15第2項の認可（第7条において「認可」という。）をしたときは、乳児等通園支援事業認可通知書（第5号様式）により当該申請を行った者に通知する。

4 法第34条の15第6項の規定による通知は、乳児等通園支援事業不認可通知書（第6号様式）により行うものとする。

(変更の届出)

第3条 施行規則第36条の36第3項の規定による届出は乳児等通園支援事業者認可変更届出書（施設名称等の変更）（第7号様式）により、同条第4項の規定による届出は乳児等通園支援事業者認可変更届出書（建物その他

設備の変更等) (第8号様式) により行うものとする。

2 前項の届出書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。
(事業の廃止等の申請等)

第4条 施行規則第36条の37第1項の規定による申請は、乳児等通園支援事業認可廃止又は休止申請書(兼)特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書(第9号様式)により行うものとする。

2 市長は、前項の申請があった場合において、法第34条の15第7項の承認をしたときは乳児等通園支援事業廃止・休止承認通知書(第10号様式)により、同項の承認をしないときは乳児等通園支援事業廃止・休止不承認通知書(第11号様式)により、当該申請を行った者に通知する。
(勧告等)

第5条 法第34条の17第3項の規定による勧告は乳児等通園支援事業改善勧告書(第12号様式)により、同項の規定による改善の命令は乳児等通園支援事業改善命令書(第13号様式)により行うものとする。
(事業の制限等)

第6条 法第34条の17第4項の規定による乳児等通園支援事業の制限又は停止の命令は、乳児等通園支援事業制限・停止命令書(第14号様式)により行うものとする。
(認可の取消し)

第7条 市長は、法第58条第2項の規定により認可を取り消したときは、乳児等通園支援事業認可取消通知書(第15号様式)により、当該取消しに係る事業者に通知する。
(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

乳児等通園支援事業認可申請書（兼）特定乳児等通園支援事業者確認申請書

年 月 日

阿賀野市長 様

所在地 _____
 申請者 氏名（又は名称） _____
 代表者氏名 _____

児童福祉法第34条の15の規定による認可及び子ども・子育て支援法第54条の2第2項の規定による確認を受けたいので、以下のとおり申請します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称			
事業所の所在地			
区分	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業 <input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業		
設置者・事業者の主たる事業所の所在地	〒 -		
	電話:		
	メール:		
設置者・事業者の代表者	フリガナ		職名
	氏名		生年月日 年 月 日
事業の開始予定年月日	年 月 日		

2. 添付書類

その他市長が必要と認める書類

乳児等通園支援事業実施計画書(一般型用)

1 基本情報

(1)施設名称			
(2)施設の所在地			
(3)区分			
(4)受入年齢	歳から		歳まで
(5)事業開始予定日			
(6)提供日・時間・提供を行わない日			
(7)利用料	利用料金(1時間当たり)		円
(8)キャンセル料	キャンセル料の有無		

キャンセル料が発生する場合の理由

--

(9)給食・おやつ	給食の有無		費用		円		
	おやつの有無		費用		円		
(10)その他費用	その他の費用の有無		内容		費用		円

2 職員配置等に関する調査

(1)事業所の責任者

氏名	役職	教育職又は児童福祉事業の経験年数
		年

(2) 職員の配置状況

定員のすべてを受け入れうる際の配置人数を記入してください。

職員数	人	うち保育士資格者数	人
専従者数	人	うち保育士資格者数	人

(利用定員) (参考)

0~2歳児	0歳児	1歳児	2歳児
人	人	人	人

4 施設設備状況調査書

(1) 施設設備

設備	室数	乳児等通園支援事業を実施する面積	基準面積	設置階
①乳児室				
②ほふく室				
③保育室				
④遊戯室				
⑤便所				

(2) 室別面積等

(各室の面積)※平面図を添付してください

①乳児室	乳児等通園支援事業を実施する面積	利用人数	基準面積	②ほふく室	乳児等通園支援事業を実施する面積	利用人数	基準面積
0歳児			(1.65㎡/人)	0歳児			(3.3㎡/人)
1歳児			(1.65㎡/人)	1歳児			(3.3㎡/人)
③保育室	乳児等通園支援事業を実施する面積	利用人数	基準面積	④遊戯室	乳児等通園支援事業を実施する面積	利用人数	基準面積
0歳児			(3.3㎡/人)	0歳児			(3.3㎡/人)
1歳児			(3.3㎡/人)	1歳児			(3.3㎡/人)
2歳児			(1.98㎡/人)	2歳児			(1.98㎡/人)

(3) 防災等(保育室、遊戯室等を2階以上に設置する場合)

区分	要件		確認欄		
2階に設ける場合	○ア、イ及びカの要件に該当するものであること。				
3階以上に設ける場合	○アからクまでの要件に該当するものであること。				
要件	ア	建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。			
	イ	保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に並び、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる設備が1以上設けられていること。			
		2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	
			避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段	
		3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段	
			避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段	
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段			
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合は除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段			

ウ	イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。	
エ	一般型乳児等通園支援事業所に調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。)を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と当該調理設備の部分とが建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。	
	① スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。	
	② 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。	
オ	壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。	
カ	保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。	
キ	非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。	
ク	カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。	

(4)食事の提供(給食を実施している場合のみ記入)

・食事の提供方法 ・調理室の有無 ・加熱、保存等の機能を有する設備の有無

・(認可保育施設の場合)認可保育施設と同様の提供方法・設備で実施する

5 その他

(1)地域との連携に関する取組

(2)秘密保持に関する必要な措置(運営規程に規定されている場合は省略可)

乳児等通園支援事業実施計画書(余裕活用型用)

1 基本情報

(1)施設名称			
(2)施設の所在地			
(3)区分	余裕活用型乳児等通園支援事業		
(4)受入年齢	歳から		歳まで
(5)事業開始予定日			
(6)提供日・時間・提供を行わない日			
(7)利用料	利用料金(1時間当たり)		円
(8)キャンセル料	キャンセル料の有無		

キャンセル料が発生する場合の理由

--

(9)給食・おやつ	給食の有無		費用		円		
	おやつの有無		費用		円		
(10)その他費用	その他の費用の有無		内容		費用		円

2 職員配置等に関する調査

(1)事業所の責任者

氏名	役職	教育職又は児童福祉事業の経験年数
		年

(2)職員の配置状況

(ア)利用定員

	0歳児	1・2歳児	合計	利用定員の空き枠
教育・保育の利用定員				
教育・保育の在籍児童数				

(イ)室別面積等 ※平面図を添付してください

	0歳児	1・2歳児
保育室等の面積		
保育に必要な面積		
乳児等通園支援事業に充てられる面積		

(ウ)職員配置

	0歳児	1・2歳児
保育に従事する職員数		
(うち保育士数)		
保育に必要な職員数		
乳児等通園支援事業に従事できる職員数		

3 食事の提供(給食を実施している場合のみ記入)

・食事の提供方法	<input type="text"/>	・調理室の有無	<input type="text"/>	・加熱、保存等の機能を有する設備の有無	<input type="text"/>
・(認可保育施設の場合)認可保育施設と同様の提供方法・設備で実施する	<input type="text"/>				

4 その他

(1)地域との連携に関する取組

(2)秘密保持に関する必要な措置(運営規程に規定されている場合は省略可)

誓約書（兼役員等名簿）

年 月 日

阿賀野市長 様

所在地 _____

届出者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

申請者が（別紙に記載する役員等を含む）、児童福祉法第34条の15第4項各号の規定に該当しないことを誓約いたします。

（児童福祉法第34条の15第4項各号）

- イ 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ニ 申請者が、第五十八条第二項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ホにおいて同じ。）又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この号及び第三十五条第五項第四号において「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業を行う者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、二本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。
- ホ 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下ホにおいて同じ。）の役員に占めるその役員の割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの（以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの）のうち、当該申請者と内閣府令で定める密接な関係を有する法人をいう。第三十五条第五項第四号ホにおいて同じ。）が、第五十八条第二項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。
- ヘ 申請者が、第五十八条第二項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定によ

る通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七項の規定による事業の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

ト 申請者が、第三十四条の十七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第五十八条第二項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として内閣府令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通じた場合における当該特定の日をいう。）までの間に第七項の規定による事業の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

チ へに規定する期間内に第七項の規定による事業の廃止の承認の申請があつた場合において、申請者が、への通知の日前六十日以内に当該申請に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申請に係る法人でない事業を行う者（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

リ 申請者が、認可の申請前五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

ヌ 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はへからりまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

ル 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はへからりまでのいずれかに該当する者であるとき。

第5号様式（第2条関係）

第 号
年 月 日

様

阿賀野市長

乳児等通園支援事業認可通知書

年 月 日付で申請のあった乳児等通園支援事業の認可については、下記のとおり認可したので通知します。

記

- 1 事業所の名称
- 2 事業の種類
 - 一般型乳児等通園支援事業
 - 余裕活用型乳児等通園支援事業
- 3 事業所の所在地
- 4 事業開始の予定年月日
年 月 日

第6号様式（第2条関係）

第 年 月 日
号

様

阿賀野市長

乳児等通園支援事業不認可通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の認可については、下記の理由により認可しないこととしたので通知します。

記

- 1 事業所の名称
- 2 事業の種類
 - 一般型乳児等通園支援事業
 - 余裕活用型乳児等通園支援事業
- 3 事業所の所在地
- 4 認可しない理由

教示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、阿賀野市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、阿賀野市を被告として（阿賀野市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、この処分があった日（審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をし、及び処分の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

第7号様式（第3条関係）

乳児等通園支援事業者認可変更届出書（施設名称等の変更）

年 月 日

阿賀野市長 様

所在地 _____

届出者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

児童福祉法第34条の15第2項の規定による認可を受けた事項に変更がありましたので、児童福祉法施行規則第36条の36第3項の規定に基づき、関係書類を添えて届出します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話:
	メール:

2. 変更事項

該当するものに○をつけてください。

変更事項	
<input type="checkbox"/>	事業所の名称
<input type="checkbox"/>	事業所の種類
<input type="checkbox"/>	事業所の位置（所在地）
<input type="checkbox"/>	（法人又は団体の場合）定款、寄附行為その他の規約

3. 変更内容

変更内容	
変更年月日	年 月 日
変更前	
変更後	
変更の理由	

4. 添付書類

その他市長が必要と認める書類

第8号様式（第3条関係）

乳児等通園支援事業者認可変更届出書（建物その他の設備の変更等）

年 月 日

阿賀野市長 様

所在地 _____

届出者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

児童福祉法第34条の15第2項の規定による認可を受けた事項を下記のとおり変更したいので、児童福祉法施行規則第36条の36第4項の規定に基づき、関係書類を添えて届出します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話:
	メール:

2. 変更事項

該当するものに○をつけてください。

変更事項	
<input type="checkbox"/>	建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
<input type="checkbox"/>	事業の運営についての重要事項に関する規程
<input type="checkbox"/>	経営の責任者若しくは福祉の実務に当たる幹部職員

3. 変更内容

変更内容	
変更年月日	年 月 日
変更前	
変更後	
変更の理由	

4. 添付書類

別紙「添付書類一覧（変更）」のとおり

第9号様式（第4条関係）

乳児等通園支援事業認可廃止又は休止申請書
（兼）特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書

年 月 日

阿賀野市長 様

所在地 _____

申請及び届出者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

児童福祉法第34条の15第7項の規定による認可の廃止又は休止及び子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第48条の規定による確認の辞退をしたいので、以下のとおり申請及び届出します。

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話： _____ メール： _____
廃止又は休止及び廃止の理由	
現に乳児等通園支援を受けている児童に対する措置	
廃止又は休止及び確認を辞退する予定年月日	年 月 日
（廃止の場合） 財産処分	

第10号様式（第4条関係）

第 年 月 日 号

様

阿賀野市長

乳児等通園支援事業 廃止・休止 承認通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の 廃止・休止 については、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 事業所の名称

2 事業の種類

一般型乳児等通園支援事業

余裕活用型乳児等通園支援事業

3 事業所の所在地

4 廃止の期日又は休止の予定期間

廃止期日 年 月 日

休止の予定期間 年 月 日から 年 月 日まで

第11号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

阿賀野市長

乳児等通園支援事業 廃止・休止 不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の 廃止・休止については、下記の理由により承認しないこととしたので通知します。

記

- 1 事業所の名称
- 2 事業の種類
 - 一般型乳児等通園支援事業
 - 余裕活用型乳児等通園支援事業
- 3 事業所の所在地
- 4 承認しない理由

教示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、阿賀野市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、阿賀野市を被告として（阿賀野市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、この処分があった日（審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をし、及び処分の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

第12号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

阿賀野市長

乳児等通園支援事業改善勧告書

年 月 日付け 第 号で認可した乳児等通園支援事業について、阿賀野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年阿賀野市市条例第36号）に定める基準に適合していないため、下記の期限までに当該基準に適合するために必要な措置を講ずるよう、児童福祉法第34条の17第3項の規定により勧告します。

記

- 1 事業所の名称
- 2 事業の種類
 - 一般型乳児等通園支援事業
 - 余裕活用型乳児等通園支援事業
- 3 事業所の所在地
- 4 必要な措置の内容
- 5 必要な措置を講ずる期限
年 月 日

第13号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

阿賀野市長

乳児等通園支援事業改善命令書

年 月 日付け 第 号で必要な措置を講ずるよう勸告しましたが、当該措置が採られていないため、下記の期限までに当該措置を講ずるよう、児童福祉法第34条の17第3項の規定により命令します。

記

- 1 事業所の名称
- 2 事業の種類
 - 一般型乳児等通園支援事業
 - 余裕活用型乳児等通園支援事業
- 3 事業所の所在地
- 4 必要な措置の内容
- 5 必要な措置を講ずる期限
年 月 日

教示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、阿賀野市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、阿賀野市を被告として（阿賀野市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、この処分があった日（審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をし、及び処分の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

第14号様式（第6条関係）

第 年 月 日

様

阿賀野市長

乳児等通園支援事業 制限・停止 命令書

下記のとおり乳児等通園支援事業を 制限・停止 するよう、児童福祉法第34条の17第4項の規定により命令します。

記

- 1 事業所の名称
- 2 事業の種類
一般型乳児等通園支援事業
余裕活用型乳児等通園支援事業
- 3 事業所の所在地
- 4 事業の制限の内容又は停止の期間
- 5 事業の制限又は停止の理由

教示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、阿賀野市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、阿賀野市を被告として（阿賀野市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、この処分があった日（審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をし、及び処分の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

第15号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

阿賀野市長

乳児等通園支援事業認可取消通知書

児童福祉法第58条第2項の規定により下記の乳児等通園支援事業の認可を取り消したので通知します。

記

- 1 事業所の名称
- 2 事業の種類
 - 一般型乳児等通園支援事業
 - 余裕活用型乳児等通園支援事業
- 3 事業所の所在地
- 4 取消しの理由

教示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、阿賀野市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、阿賀野市を被告として（阿賀野市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、この処分があった日（審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をし、及び処分の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。